

筑紫女学園大学リポジト

A Scholar Priest in Publishing: Intervention of the Head Temple Hongwanji and Donryu's Publishing of the Suikinran

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2020-01-21
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 木本, 拓哉, KIMOTO, Takuya
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/1004

本願寺派における学僧の出版に関して

―本山の介入と曇龍『垂鈞卵』の開版-

木 本 拓 哉

はじめに

うことを検討するのが本稿の目的である。近世の真宗学僧の出版がどのような経緯で出版されていたのかとい

一般的には書物を出版した書林が版木を所有し、その書物の版権を管 にことが重要だったのである。この権利は期限が無く、重板 出版する権利を有していたわけである。この権利は期限が無く、重板 とを蔵版(蔵板)という。近世の学術書は「著者自身や寺院・学塾な とを蔵版(蔵板)という。近世の学術書は「著者自身や寺院・学塾な とを蔵版(蔵板)という。近世の学術書は「著者自身や寺院・学塾な とが自ら出資して出版にこぎつけることが多く」、「著者自身の堂号や どが自ら出資して出版にこぎつけることが多く」、「著者自身の堂号や どが自ら出資して出版にこぎつけることが多く」、「著者自身の堂号や とを蔵版(蔵板)という。近世の学術書は「著者自身や寺院・学塾な とを蔵版(蔵板)という。近世の学術書は「著者自身や寺院・学塾な とを蔵版(蔵板)という。近世の学術書は「著者自身や寺院・学塾な とを蔵版(蔵板)という。近世の学術書は「著者自身や寺院・学塾な とを蔵版(蔵板)という。近世の学術書は「著者自身や寺院・学塾な とを蔵版(蔵板)という。近世の学術書は「著者自身や寺院・学塾な とを蔵版(蔵板)という。近世の学術書は「著者自身や寺院・学塾な とを蔵版(蔵板)という。近世の学術書は「著者自身や寺院・学塾な とを蔵版(蔵板)という。近世の学術書は「著者自身の堂号や であり、本屋は刷り出す際に、 いちいち蔵板者に許可を得て、その版木を所有し、その書物の版権を管

○蔵板」がその所有者を意味していた。していることが多かったのである。書物の刊記にしるされている「○理していたわけであるが、このように学術書は寺院がその版権を所有

仏教書の場合、学僧の著した教義書などは多くの学を志す僧侶が購入するので、刷れば売れるという具合であった。しかし教義を説く学の対応としては、その書物の主張に対する反論が生じることがある。特に仏教をはじめとする宗教の各宗派にとって、その宗派が正統としている教義を批判する書物への対応は必ず行わなければならない。その際の対応としては、その書物を絶版にしたり流布を止めたりすることがある。しかし書物には版権があるため、容易に絶版に追い込むことはある。しかし書物には版権があるため、容易に絶版に追い込むことがある。しかし書物には版権があるため、容易に絶版に追い込むことがある。しかし書物には版権があるため、容易に絶版に追い込むことがある。

まず江戸時代後半の浄土真宗本願寺派の出版物への対応について考

制について事例を整理し、その対応について明らかにしたい。察する。本願寺派内における西本願寺(以下、本山と呼ぶ)の出版統

(4) である。安芸国に生まれた曇龍は大瀛のもどで学び、勧学まで至った学僧である。筑前国の触頭である萬行寺のとで学び、勧学まで至った学僧である。筑前国の触頭である萬行寺のとで学び、勧学まで至った学僧である。筑前国の触頭である萬行寺のとで学び、勧学まで至った学僧である。筑前国の触頭である萬行寺のとで学び、対学はである。である。である。その中の一つがここで採り上げる『垂鈞卵』である。明和の法論や三業惑乱という学林を二分し、学林の休止するまでに至った両法論の影響は、学林組織をを二分し、学林の休止するまでに至った両法論の影響は、学林組織をを二分し、学林の休止するまでに至った両法論の影響は、学林組織をを二分し、学林の休止するまでに至った両法論の影響は、学林組織をを二分し、学林の休止するまでに至った両法論の影響は、学林組織をを二分し、学林の休止するまでに至った両法論の影響は、学林組織をを二分し、学林の休止するまでに至った両法論の影響は、学林組織をを二分し、学林の休止するまでに至った両法論の影響は、学林組織をを二分している。

考察を進めていきたい。
氏、万波寿子氏らの研究成果がある。これらの研究成果を踏まえて、氏、万波寿子氏らの研究成果がある。これらの研究成果を踏まえて、本願寺派内における開版に関しては、近年、引野亨輔氏や小林准士

本山の出版統制

いたので、宗義について論争が起きる際には出版の差し止めを求める惑乱である。学僧たちは自身の学説については、出版して流布させて想制について考察したい。具体的に取り上げるのは明和の法論、三業する本山の対応について事例を整理し、そこから見えてくるに開版のこの章では本山の出版統制について見ていく。特に学僧の出版に関

な対応を取ったのかということに着目したい。声を上げた。このような出版についての問題に対して本山がどのよう

(一) 明和の法論

繰り広げられる中、 の代講をしていた天倪が『本尊義疑書』(明和二年六月)、 である播磨亀山本徳寺寂宗に『本尊義』の流布を延期するように命じ 版を働きかけた。そこで本山は明和二年(一七六五)に真浄寺の上寺 書肆銭屋庄兵衛に依頼すると、学林側は本山に対して『本尊義』の絶 法霖の本尊論を批判したのである。智暹が『本尊義』 六四)に『本尊義』を著し、当時の学林において正統な学説とされた 対して反発するようになった。その流れの中で智暹は明和元年(一七 ので義教が五代能化に選ばれた。これにより智暹と門人たちは学林に 化候補に義教がおり、この義教への期待が智暹を越えることになった れなかったものの、 を継ぎ第四代能化に就いた。法霖の没後、能化の補充はしばらくなさ 『本尊義一百問』 『本尊義答釈』 智暹も法霖も第三代能化若霖の門下であり、若霖の没後、 しかし智暹の意志は固く、発刊した。これに対して学林側は義教 (明和二年七月)を著して応戦した。このような論争 (明和二年九月)を著し、 本山は智暹と学林側とを対論させて決着を図ろう 智暹は能化候補の一人であった。智暹とともに能 智暹を批判した。 の開版を京都の 看護僧鎔 法霖が後 智暹も

的には学林側に与していたことが分かる。 さいた。その対論は明和四年(一七六七)の五月に三回(五月十七日、七十三日、二十六日)行われたが、対論の後に本山が六月十三日に出は智暹側と学林側の謹慎を解き、六月二十四日に智暹は帰国した。七は智暹側と学林側の謹慎を解き、六月二十四日に智暹は帰国した。七はて、本山は褒美を与えた。更に能化義教が対面所にて講義をし、『本して、本山は褒美を与えた。更に能化義教が対面所にて講義をし、『本して、本山は褒美を与えた。更に能化義教が対面所にて講義をし、『本して、本山は褒美を与えた。更に能化義教が対面所にて講義をし、『本して、本山は褒美を与えた。更に能化義教が対面所にて講義をし、『本山は一番を処分したものの最終的には学林側に与していたことが分かる。

一)明和の法論における本山の介入

である。
に命じている。これが明和の法論における本山の出版介入への始まりて明和二年(一七六五)に本徳寺に『本尊義』の流布を延期するようである。

一次では、
 一次では、
 一次では、
 一方人は一度目よりも重い絶版命令であった。この命を受けて十月十四日に本山は本徳寺に対して『本尊義』の絶版を命じた。本山による二度目の山は本徳寺に対して『本尊義』の絶版を命じた。本山による二度目の山は本徳寺に対して『本尊義』の絶版を命じた。本山による二度目の正本は、
 明和四年(一七六七)九月に学林の所化中が『本尊義』の絶版をは、
 明和四年(一七六七)九月に学林の所化中が『本尊義』について三度の対論の後、

くことになる。それを見越して本山は本徳寺蔵板であれば開版を認め この版木を本徳寺の蔵版とする本山の命令には、版権を書林ではなく 内で版木を管理することにもなり、印刷販売する際に本山の統制が利 版木を書林ではなく本徳寺に管理させることになり、 否することは容易に考えられる。 の介入は書林仲間の自治権を脅かすものとなるため、書林仲間内が拒 行へ願い出て、それから書林仲間への通達がいくことになる。公権力 の自主権が認められているため、開版の差し止めを行おうとすると奉 あることを示している。版木が書林にあった場合、 で述べたように寺院が版木を蔵版していることは、版権がその寺院に 本願寺派内の寺院で管理しようとした本山の意図が見えてくる。 た。これにより智暹側は明和六年(一七六九)三月に『略述法身義』 上で本徳寺の蔵版とするならば流布を認めると智暹側に妥協を図 きない。そこで本山は十一月に『本尊義』を改題し、 にはいかず、能化義教によって論破された『本尊義』の流布を許可で しかし本山側としては能化法霖を批判する智暹側の主張を認めるわけ の勢力が一方に加わると本山としても慎重にならざるを得なくなる。 の対立であるため、本山による差配が可能であったが、藩という派外 複雑になってしまった。智暹側と学林側との対立だけなら本願寺派内 た。更にこの問題は智暹側に姫路藩主酒井雅楽守忠恭が加担したため 七六八)五月十四日に智暹が没し、六月六日に能化義教も没した。 (以下、『法身義』とする)を上梓した。これが三度目の介入である。 対立する両勢力とも中心事物を失ったものの、この法論は続けられ しかし本徳寺の蔵版とすることは 書林の開版・ それは本願寺派 内容も改変した 販売 冒頭

たのであろう。

だったことが分かる。外部の介入を避けるためには、 政武が受理したため、 の内部で管理することが求められたのである。 却下させた。外部の介入を何としてでも避けたかったのが本山の立場 ばならない。そこで九条家を通して働きかけ、奉行に学林側の訴えを くる。奉行という公権力の決定には本山といえども逆らえず、従わね 願寺派の外で決着が図られることを避けたかった本山の意向が見えて 出版は認めるものの売買を禁止するものであった。この一件からは本 版はできないが、売買禁止することを決めた。これが四度目の介入で、 の主張を無視できず、門主法如の裁定ということで、『法身義』の絶 末に訴状を却下させた。このような事態になったために本山も学林側 五月に京都奉行所へ『法身義』絶版を訴え出た。この訴えを奉行石河 かったために学林側は相変わらず反対していたようで、学林所化衆は しかしこの『法身義』の主意は『本尊義』とほとんど変わっていな 本山は文如から九条家を通して働きかけ、 版権を本願寺派 五月

(三)『興復記』に対する本山の対応

はその『興復記』に対する本山の対応について見ていく。 乱では『興復記』に関して本山の出版介入があった。そこで、ここで 乱では『興復記』に関して本山の出版介入があった。そこで、ここで 説ので解決できず、寺社奉行が介入するまでに発展した。この三業惑 派内で解決できず、寺社奉行が介入するまでに発展した。この三業惑 では『興復記』に関して本山の出版介入について取り上げたい。三業 との『興復記』に対する本山の出版介入について取り上げたい。三業 でに発展した。この三業感

> 妄篇』を著し反論した。 六年(一七八六)に豊前の崇廓が『傍観正偽篇』、越前の玄仗が「®」 寺大麟が『真宗安心正儀篇』が諭駁した。それに対し、学林側は天明 する意見が起こった。天明四年(一七八四)に興正寺派の和泉堺元立 周辺ではこの三業帰命説が行われたが、在野の学僧たちの間では反対 ものである。明和六年四月に功存が第六代能化に就任したため、学林 阿弥陀仏に救済をたのみ、そこに帰命の相がなければならないとする 筆記したのが『願生帰命弁』である。この書は宝暦十四年(一七六四) 養を回心させ、越前国内の僧侶を集め法談して教誡した。この講説を が派遣された。宝暦十二年(一七六二)二月のことである。 の唱導者である浄願寺龍養を糾明し回心させるために本山のから功存 一月に開版された。功存の立場は身・口・意 北陸中心に広まっていた「無帰命安心」という異安心について、 (心) の三つ業を通して 功存が龍 そ

天明七年(一七八七)には大谷派の讃岐高松西法寺の宝厳が三河国 一色村安休寺善永という人物に仮託して『興復記』をまとめた。この 日本を示して『東復記』をまとめた。この 一色村安休寺善永という人物に仮託して『東復記』をまとめた。この 日本を示して『東復記』をまとめた。この 一色村安休寺善永という人物に仮託して『東復記』をまとめた。この 日本を示して『東復記』をまとめた。この 一色村安休寺善永という人物に仮託して『東復記』をまとめた。この 日本の弁明を求め、申し開きが出来ない場合は絶版にすることを求め への弁明を求め、申し開きが出来ない場合は絶版にすることを求め ことを求め

山に納めた。学林の要請を受け、公儀の力を借りて銭屋佐兵衛へ絶版山に納めた。学林の要請を受け、公儀の力を借りて銭屋佐兵衛へ絶版と立と、この回答により学林は本山へ働きかけ、公儀へ絶版を願い出るように動き出した。その動きを受けて銭屋佐兵衛は本山の御用書林でように動き出した。その動きを受けて銭屋佐兵衛は本山より公儀に対して願い出て、公儀から本屋仲間に対して銭屋佐兵衛は本山より公儀に対して願い出ての学林からの要求に対して銭屋佐兵衛は本山より公儀に対して願い出があた。学林の要請を受け、公儀の力を借りて銭屋佐兵衛へ絶版を加出ると回答は、公儀がある。

この『興復記』一件はこれで終わりを迎えなかった。本山は京都奉行に対して本願寺派以外の僧侶が著した書物でも浄土真宗の教義の書物については事前検閲を申し入れ、奉行はこれを認めた。本山として物については事前検閲を申し入れ、奉行はこれを認めた。本山として地の願い出に対して本屋仲間は、浄土真宗の教義に関して他派の本に差し出した事例は無く、これが先例となっては困ることを主張した。この本屋仲間の主張は「宗派間の論争は出版書の応答を通じてなた。この本屋仲間の主張は「宗派間の論争は出版書の応答を通じてなされるべきである」というもので、書肆による開版の独立性を訴えたものである。これ受けて奉行は、本山の事前検閲の願いを取り下げ、ものである。これ受けて奉行は、本山の事前検閲の願いを取り下げ、ものである。これ受けて奉行は、本山の事前検閲の願いを取り下げ、ものである。これ受けて奉行は、本山の事前検閲の願いを取り下げ、ものである。これ受けて奉行は、本山の事前検閲の願いを取り下げ、ものである。これ受けて奉行は、本山の事前検閲の願いを取り下げ、ものである。これ受けて奉行は、本山の事は関兵衛が銭屋佐兵衛から買交渉により、本屋仲間へ返還された後、銭屋佐兵衛のもとへ戻された。

た。これが『興復記』一件である。い取り、蔵版とし、印刷されなかったので新たに流布することはなかっ

(四)本山における開版の規制

落着したと思われる三業惑乱は単なる学林の主張が一変しただけでなく、本山による学僧たちの言論統制にまで発展した。三業惑乱が決た学林を立て直すために法制十三箇条を定めた。その中に次の一条がた学林を立て直すために法制十三箇条を定めた。その中に次の一条がある。

〈史料 一〉

を働きかけた本山の動きは、やはり出版介入と言えるだろう。

う、万一心得之者之おいては、可為曲事事。無之開板者勿論、弟子等へ付与いたし候儀も御停止ニそうろ一 去寅七月従公儀被仰渡候通、末学著述之書類、御本山御許容

(『学林万検』巻一)

用いた講義録も本山の許可が必要となったわけである。つまり、書物の際に持参し、それを読みながら講義を聞いたのだろうし、講義の後の際に持参し、それを読みながら講義を聞いたのだろうし、講義の後の際に持参し、それを読みながら講義を聞いたのだろうし、講義の後に講師が持っている講義録を借りて書写したと思われる。この講義でに講師が持っている講義録を借りて書写したと思われる。この講義でに講師が持っている講義録を借りて書写したと思われる。この講義でに講師が持っている講義録を借りて書写したと思われる。この講義でに講師が持っている講義録を借りて書写したと思われる。この講義でに講師が持っている講義録を借りて書写したと思われる。つまり、書物の際に持参し、それを読みながら講義を聞いたのだろうし、講義の後の際に持参し、それを読みながら講義を聞いたの書のと思われる。つまり、書物の際に持参し、それを読みながら講義を開いた書表を開発した際の本山の許可が必要となったわけである。つまり、書物の際に持参し、それを読みながら書表を開発した。

の開版だけでなく講義の内容までも本山の統制下に置いたのだ

学僧の言論を統制しようとするものは先に見た『興復記』に関する とゆる手段を使って学僧の開版を阻止しようとする本山の姿勢が分か 内における通達であったが、これは書林仲間への通達依頼であり、あ 内における通達であったが、これは書林仲間への通達依頼であり、あ とゆる手段を使って学僧の開版を阻止しようとする本山の姿勢が分か のる手段を使って学僧の開版を阻止しようとする本山の姿勢が分か のる手段を使って学僧の開版を阻止しようとする本山の姿勢が分か のる手段を使って学僧の開版を阻止しようとする本山の姿勢が分か のる手段を使って学僧の開版を阻止しようとする本山の姿勢が分か のる手段を使って学僧の開版を阻止しようとする本山の姿勢が分か のる手段を使って学僧の開版を阻止しようとする本山の姿勢が分か

更に文化十三年八月には次のようなことも取り決めている。

〈史料 二〉

(『学林万検』巻二、文化十三年)

の目が届くようにしたのである。
書林をはじめ、本山に近い書林に開版させることで、開版の後も本山銭屋七郎兵衛の四人の書林から出版するように指定した。本山の御用銭屋七郎兵衛の四人の書林から出版するように指定した。本山の御用

までして、学僧の出版を規制していたのである。 このように本山は、開版する前の検閲、そして開版する書林の指定

一 曇龍の『垂鈞卵』の出版顛末

いきたい。
ここからは曇龍が記した『垂鈞卵』の開版について見ていきたい。を書物であるが、神道側からの出版介入が起こり得るものでもあして事前検閲を行うようにした。この通達が出された後にこの『垂鈞見たように、明和の法論と三業惑乱を経た後、本山は学僧の出版に関見たように、明和の法論と三業惑乱を経た後、本山は学僧の出版に関果な書物であるが、神道側からの出版介入が起こり得るものでもある。そこでこの『垂鈞卵』がどのような経緯で出版されたのか考えていきたい。

(一) 『垂鈞卵』執筆の背景

の状況を押さえなければならない。『垂鈞卵』とはどのような書物であったのか。これを探るには当時

寛政十三年(一八○一)に入門している。
 寛政十三年(一八○一)に入門している。
 中国地方を中心に真宗と神道との間で論争が繰り広げられていた。中国地方を中心に真宗と神道との間で論争が繰り広げられていた。中国地方を中心に真宗と神道との間で論争が繰り広げられていた。

ある。そして「栄名井聡翁は九州滞在中に神社を拠点として神道講釈神道講釈師というのは各地を旅しながら神道について講談する者で

を行いつつ、神社の神主の子弟を門人として迎え入れ、彼らにも講釈を行いつつ、神社の神主の子弟を門人として違釈師と自立できるようにを習わせて講釈師として養成し」、「そして講釈師と自立できるようにる。このような神道の普及と講釈師の教育システムが確立していたたる。このような神道の普及と講釈師の教育システムが確立していたために、神道講釈師の活動は再生産され続け全国各地へ広がっていった」かけである。このような神道の普及と講釈師の教育システムが確立していたために、神道講釈師の活動は再生産され続け全国各地へ広がっていった。

年(一八○五)の二月で、その後は筑後国や伊予国をまわり、文化七年(一八○五)の二月で、その後は筑後国や伊予国をまわり、文化七年(一八○五)の二月で、その後は筑後国や伊予国をまわり、文化七年(一八○五)の二月で、その後は筑後国や伊予国をまわり、文化七ているので、安芸国の真宗僧侶には大きな問題であったことが伺える。そのため曇龍は『垂鈞卵』を執筆し、矢野に真宗批判への反論と、年のため曇龍は『垂鈞卵』を執筆し、矢野に真宗批判への反論と、矢野守光の年譜によれば、矢野が初めて安芸国に入ったのは文化二年(一八○五)のをある。

(二) 『垂鈞卵』 開版の経緯

〈史料 三〉

る。

世ニ公ニセンコトヲ請フ、予カ就」業ノ日随喜ノトモカラ巻々ルニソノ翌壬申ノ夏ニ至リ、闔國ノ道俗之ヲ梓ニ鏤メテ以テ予コノ書ヲ出スコトハ今ヨリ二十九年前文化辛未ニ在リ、然

倦ム、故ニ壬申ノ夏融テ十二卷トナシ、人ヲシテソノ疲ヲ免辛未ノ本ハ卷數七アリ、然ルニ卷ミナ紙數多クシテ觀者或ハ

レシム

(『真宗全書』第六十一巻)

た矢野の著作は真宗僧侶にとって危惧すべきものであった。
に矢野の著作は真宗僧侶にとって危惧すべきものであった。
とれは神官矢野守光の著僧侶たちはこの書を出版することを願った。それは神官矢野守光の著僧侶たちはこの書を出版することを願った。それは神官矢野守光の著の水により出版に至った経緯が見えてくる。曇龍は文化八年に『垂

を出版し流通の乗せ、多くの学僧が手にすることのできるようにする う形で流布していた。各地を巡回していたわけであるから全国的に広 う形で流布していたと考えられる。そして矢野は藩主にまで講釈していた。そのため真宗側は公権力を通してこの問題に介入することは難しい状況でもあった。さらに当時は対立する宗教思想に関してどの宗教 い状況でもあった。さらに当時は対立する宗教思想に関してどの宗教 い状況でもあった。さらに当時は対立する宗教思想に関してとを踏まえると、矢野の勢力に対抗するためには、真宗側も著作を通して批まえると、矢野の勢力に対抗するためには、真宗側も著作を通して批まえると、矢野が各地の神社を巡回し講釈をする中で、彼らの著作が写本とい 矢野が各地の神社を巡回し講釈をする中で、彼らの著作が写本とい

曇龍判

ことが喫緊の課題だったのである。そのため諸国の龍華門下は曇龍に 対して『垂鈞卵』の出版を要請したものと考えられ

知れ渡っていたことになるだろう。 派を偽って名乗る者が出るほど、曇龍及び龍華学派の名前が全国的に 対しては身分を証明する門鑑を発行する経緯が記されている。 規』には、龍華学派の学僧と偽る僧侶が多くいるため、学派の僧侶に 心とする龍華学派は、この頃には出来上がっていた。さらに『龍華札 論じている。ここに「龍華」という名前が見えているので、 曇龍は文化十三年に『龍華門標』を著し、 学問の進む方向について 曇龍を中 龍華学

る。 その勧学曇龍の著作であるからこそ、 出版する意味があったのであ

(三) 本山への届け出

受けを願い出ていることから、 保七年(一八三六)に曇龍は本山に届け出していた『垂期卵』の借り ちが書写したことは写本の流布となり本山に届ける必要があった。天 していたようである 先に示した文化三年の本山の出版統制を則れば、 曇龍は 『垂鈞卵』の稿本を本山に提出 龍華学派の僧侶た

(史料 四

奉願口上之覚

暫時拝借被仰付被為下候樣奉願候 拙僧兼而著述仕候而、 御殿江奉差上候垂釣卵全部七巻、 以上 此節

万行寺印

申六月廿五日

御本山

御役人中

て流布させるために届け出したと思われる。 はこの辛未本であった。本山が出した規則に従い、この本を書写によっ 曇龍自身が凡例に記しているように、門弟の間で書写され広まったの かる。『垂鈞卵』が完成してすぐに本山に届け出していたのだろう。 ることから、本山に提出したのは初稿の辛未本の七巻であることが分 出したのかは不明である。 かなる理由をもって、 しかしこの史料に「垂釣卵全部七巻」とあ 既に届け出してしている 『筑前国諸記』 天保七年) 『垂鈞卵』を借り

ていたと考えられるだろう。 事前検閲をしていたことを踏まえると、その手続きなどに時間が要し た。この「故」の詳細は不明であるが、本山が学僧の出版物に関して たからだ。しかし校訂が済んだものは「故アッテ」出版には至らなかっ ことによる文字の写し損じが多く見つかり、再び校訂する必要があっ けて校訂作業を進めた。門弟たちが書写したものは、 そして凡例によれば、 『垂鈞卵』出版の声を聞いた曇龍は開版に向 字形が似ている

そして天保九年(一八三八)に『垂鈞卵』 開版の許可が下りた。

全料 五.

御尋二付申上候口上之覚

私義、 御免被仰付重、難有仕合奉存候、然ル処私義只今老年ニ及罷在 著述仕置候垂鈞卵開版之儀先達而奉願候処、 此節願之通

願候、為念此旨奉申上置候、以上 の死後自然之儀有御座候ハ、、何ケ様とも御取計被成下候様奉 が開江有之、神道之儀当年錬磨仕居申候間、此段御聞置被為下 でででは可申に体有之哉否御尋被仰付奉畏候、則雲州意宇郡雲江 反死後自然之儀有御座候ハ、、何ケ様とも御取計被成下候様奉 とのが、并石州浜田光西寺二男泰空、此両人何レ茂国 では、別雲州意宇郡雲江 は、別雲州意宇郡雲江

筑前万行寺

御蔵板懸り

戌正月

大行房印

されて二年の後に世に出たことが分かる。

御役人中

《『筑前国諸記』天保九年》

たちが神道批判の書である『垂鈞卵』の刊行を切望していたのだろう。外と、石見国浜田光西寺の泰空とが国学の聞こえがあり、いずれはこのはまや石見にも神道へ転向しようとする僧侶がいたことがわかる。の出雲や石見にも神道へ転向しようとする僧侶がいたことがわかる。このような僧侶が次々に出てくることを慮ったため、龍華学派の門弟このような僧侶が次々に出てくることを慮ったため、龍華学派の門弟の両名と筆論を交わしたいというものである。

(四) 垂釣卵の版本

藏」の蔵書印が押されていて、初篇一冊目の見返しに「天保十己亥秋龍谷大学大宮図書館に所蔵されている『垂鈞卵』の一つに「大行房

れが『垂鈞卵』の初版本と考えられる。初篇七冊、後篇五冊からなる寄附《曇龍師』と墨書されているものがある。この識語により、こ

十二冊本である。

刊記には天保十二年(一八四一)とあるので、後篇五冊は初篇が刊行は天保十年秋には刊行されていたことが確実となった。後篇の末尾のるため、天保十年の跋刊とされていたが、この識語により、初篇七冊初篇は7冊目に天保十年(一八三九)の雪象の跋文が納められてい

る。藏經書院は『真宗全書』刊行した書店で、『垂鈞卵』は大正二年の本には朱墨による句点やくずし字を楷書に書き直した書入れがあ三年(一九一四)に藏經書院から寄贈されたことが分かる。そしてこ一部ある。この本の末尾には寄贈印がおされており、それにより大正一宮図書館には「大行房藏」の蔵書印が押された『垂鈞卵』がもう

の実務を依頼したのだろう。

載せられた『垂鈞卵』の原本と考えられる。(一九一三)一月に刊行していることから、この本が『真宗全書』に

この他に、刊記の版元が菱屋友七郎となっている本もある。これは

初篇の一冊目の序文の後に雪象の跋文が入れられているので、初版本

が刊行された後に出版されたものと考えられる。

るため初版本である。
そしてこの本も前述した版本と同様の構成であり、同様の字体があ

(五) 二つの募縁

の名簿である。
の名簿である。
の名簿である。
の名簿である。
の名簿である。
の名簿である。
の名簿である。
の名簿である。
の名簿である。

まず刷り物の『募縁簿』について見ていく。その全文を翻刻したも

〈史料 六〉

のを次に示す。

垂鈞卵ハ勧学曇龍和上の著述にして

一部七巻四百四十一帋ありその中廣く儒佛

神三道より諸子百家の書を引魂滅せさる

事は儒仏神三道いつれも朽なしき旨を

あきらかにし

天照太神八幡大菩薩の御託宣全く佛教に符

合する趣を辯し

ふむて少もわたくしの御計ひなしと決し 聖徳太子鎌子内大臣吉田兼倶正しく此大道を

御代々の

聖天子

賢将軍の御政これより出たれハ千古に確立して毫も動かすへきにあらさる事を明かにし 四海の道俗正義に帰し一大事をあやまら さる近みちをしるされたり依てしこれをもと めむとすれとも巻数既に七におよひ紙数 また少なからねはその事かなひかたく何とそ 様に鏤めてこれを世に公にせむと五三の同社 様に鏤めてこれを世に公にせむと五三の同社 だりなからねはその事かなひかたく何とそ また少なからねはその事かなひかたく何とそ まなく護法の君子に募りて多少の銭財をす て、此志をたすけむ事を希ふと云爾

發起頭

德榮寺 義圓

福岡 光圓寺 大振

同 建立寺 法龍

同 妙徳寺 麟兮

同 専立寺 紫溟

嘉麻郡長源寺 寶雲

宗像郡正蓮寺 玄雄

宗像郡寶蓮寺 正観

早良郡净泉寺 曇溟

同 教善寺 無尽

志摩郡専光寺 寂音

上座郡勧正寺 珠山

肥後國光照寺 鍼水

御國内 惣社中

口針水の名前が挙げられている。周辺の寺院や門徒たちに配布された(坐) 人の頭とし、福岡藩内の寺院や曇入門下の正蓮寺遠藤玄雄、光照寺原 このことから、この『募縁簿』は福岡藩の触頭である徳栄寺を発起 『妙徳寺資料』所蔵典籍目録、 版本一一六)

ものと予想される。この『募縁簿』が作成された年代は不明であるが

妙徳寺第十一世麟兮の名前があることから、麟兮が妙徳寺の歴代と

版統制を踏まえると、開版許可が下りた天保九年以降と考えるのが妥 なった天保七年以降のものであると考えられる。本山による厳しい出

当だろう。

述の さらに著述を書写していたことが分かる。鱗兮にとって曇龍は師で 政十亥天夏五月朔日開筵」とあることから、麟兮が曇龍の講義を受け、 蔵書印が押されていることから、また『大経和讃聴記 上』には「文 曇龍と麟兮の関係であるが、妙徳寺に所蔵されている写本に曇龍著 『真宗唯識轍』には 『禮讃引釋義 上下』、『真宗唯識轍』、『大経和讃聴記 「柳光山妙徳寺麟兮主」の識語、及び麟兮の 上₄₅ があ

あったわけだ。そのため『垂鈞卵』の開版の発起人の一人として名乗

りを挙げたものと思われる。

れている。それは次の通りである。 もう一つの「彫刻募縁」は 『垂鈞卵』 初版本の後篇の末尾に載せら

全料 七

彫刻募縁

金千疋 泉州 和泉屋吉兵衛

同三両 大阪 神崎屋平九郎

同壹両

소

嶋屋伊兵衛

同壹両一 仝 和泉屋新右衛門母

志 소 播磨屋七兵衛

소 河内屋久兵衛

志

金二両 同二両 仝 仝 加嶋屋武助

同二両 仝 灘屋利三郎 関

谷

소 神嵜屋良助

丸太屋十藏

同二歩 同壹両

二歩

和泉屋妙照

(『垂鈞卵』

たものだと思われる。 文の字体と異なるので、恐らく、後篇の目次と共に後に組み入れられ この 「彫刻募縁」は玄雄が記した後篇の目次と字体が似ており、

十二名の屋号が異なっていることを踏まえると十二名が複数の家の者 ここには大阪を中心とした商家の主人たちの名前があがっている。

募縁が商家の主人が一家一門を代表して行ったものではなく、一人一ない者である。この一家の主人でない者も寄付していることは、この屋であり、灘屋利三郎はその親類である。「和泉屋妙照」は和泉屋の屋であることがわかる。神崎屋平九郎は大坂雑魚場を代表する魚問たちであることがわかる。神崎屋平九郎は大坂雑魚場を代表する魚問

本願寺派の門徒は各地に講の組織があり、それが本山などの寺院に不願寺派の門徒は各地に講の相談が高くない。寄付をした行為が信仰の現れだったわけである。『募縁簿』によって寄付をしたである。このように近世仏書の開版の背景に、門徒たちの寄付があり、それが有と思われる。しかし彼らは『垂鈞卵』への寄付を行ったのである。このように近世仏書の開版の背景に、門徒たちの寄付があり、それが本山などの寺院にの信仰からの寄付と捉えることができる。

は、

押さえておくべきことだと思われる。

には僧侶の名前が挙げられているが、彼ら僧侶の先に彫刻募縁の一人

一人が居り、これら個人の浄財により『垂鈞卵』

の出版が叶ったこと

人が個人として行ったものであることがわかる。先に見た『募縁簿』

小結

開版について見てきた。 本稿では本願寺派における学僧の出版に関して本山の規制と学僧の

明和の法論と三業惑乱を経て、本山は学僧の著書の出版に統制を加

ことで、論争の芽を摘もうとしたのである。 ことで、論争の芽を摘もうとしたのである。 ことで、論争の芽を摘もうとしたのである。 ことで、論争の芽を摘もうとしたのである。 このような徹底した統制を図るを本山に提出させ事前検閲も行った。このような徹底した統制を図るを本山に提出させ事前検閲も行った。このような徹底した統制を図るとで、論争の芽を摘もうとしたのである。

そのような統制が敷かれた後に出版されたのが曇龍の『垂鈞卵』でいた。本山が出した規制に従っていたことが分かる。そして着目すていた。本山が出した規制に従っていたことが分かる。そして着目すではなく派内の寺院や僧侶に版権を持たせて、本山の指示に従わせようとしたのである。『垂鈞卵』も曇龍の蔵版であったことである。これまで見たまうに本山は版権を本願寺派内で管理しようとしていた。書林ではなく派内の寺院や僧侶に版権を持たせて、本山の指示に従わせようとしたのである。『垂鈞卵』も曇龍の蔵版であるため、何か問題がおきた場合は曇龍に絶版及び流布の禁止が出されていたかもしれない。学僧側も開版する際には、先々のことも考えなければならなかったのである。

えがあったわけであり、興味深い事例である。たことが明らかになった。『垂鈞卵』の出版の裏には多くの人々の支心となって資金を集めており、さらには大坂の商人たちが寄付しているとして許可を得て開版する際には、福岡の曇龍門下の僧侶たちが中

山の規制の影響がどこまで及んでいたのかということが課題として挙最後に今後の課題を述べて本稿を結ぶ。三業惑乱以後に出された本

ではいるだろう。今回は曇龍の『垂鈞卵』を取り上げたが、曇龍以外の学僧の著作はどのような経緯で出版されたのかということを考慮すると、学僧の蔵版ということが大きな鍵となり、惑乱以前と以後の学の学僧の著作はどのような経緯で出版されたのかということを探れの学僧の著作はどのような経緯で出版されたのかということを探ればられるだろう。今回は曇龍の『垂鈞卵』を取り上げたが、曇龍以外げられるだろう。今回は曇龍の『垂鈞卵』を取り上げたが、曇龍以外

でくるだろう。の出版ではどうかなどを見ていくと、近世出版の一つの性格が浮かんの出版ではどうかなどを見ていくと、近世出版の一つの性格が浮かんが、他の学僧の出版物もこのような寄付があったのか、僧侶以外の者そして曇龍の『垂鈞卵』の出版には個人の寄付があったわけである

注

- (1)中野三敏『和本のすすめ』(岩波新書一三三六、二○一一年)五七頁。(1)中野三敏『和本のすすめ』(岩波新書一三三六、二○一一年)五七頁。
- (2) 中野氏二〇一一、五八頁

などを参考にした

- 九。以後、『学僧逸伝』と略す)二二四~二三〇頁を参照。(3)曇龍については井上哲雄『真宗本派学僧逸伝』(永田文昌堂、一九七
- (4)大瀛については前掲注(3)『学僧逸伝』一九三頁~二〇二頁を参照。

- 5 (6)「三業惑乱と本屋仲間―『興復記』出版の波紋―」(『書物・出版と社 著書としては『近世宗教世界における普遍と特殊―真宗信仰を素材 として―』(日本仏教史研究叢書、法藏館、二〇〇七年)がある。論 編『本の文化史1 読書と読者』平凡社、二〇一五年)などがある。 ○号、日本宗教学会、二○一六年) 「仏書と僧侶・信徒」 (横田冬彦 研究会、二〇一二年)、「日本近代仏書出版史序説」(『宗教研究』九 として」(『書物・出版と社会変容』十二号、「書物・出版と社会変容」 部、二○一三年)「「読書」と「異端」の江戸時代:真宗教団を事例 たち」(『福山大学人間文化学部紀要』十三号、福山大学人間文化学 学人間文化学部紀要』十一号、福山大学人間文化学部、二〇一一年)、 宗教知のゆくえ―備後国沼隈郡大東坊蔵書を事例として」(『福山大 開」(『日本歴史』六三五号、吉川弘文館、二〇〇一)、「文字化する 二二一号、廣島史學研究會、一九九八年)、「真宗談義本の近世的展 文は「三業惑乱―「異安心」にみる近世仏教の一特質」(『史学研究 「近世真宗学僧の「遺書」争奪戦:〝書物の時代〟と学統継承のか
- (7) 著書として『近世仏書の文化史:西本願寺教団の出版メディア』(法会変容』九号、「書物・出版と社会変容」研究会、二〇一〇年) (書物・出版と社会変容」研究会、二〇一〇年)
- 学出版部、一九三九)、『本願寺史』第二巻(浄土真宗本願寺派宗務蔵館、二〇一八年)がある。
- (9)智暹については前掲注(3)『学僧逸伝』二二四頁~二三○頁を参照。

所、二〇一五年)などを参照

(10)法霖については前掲注(3) 『学僧逸伝』二八九頁~二九二頁を参照

- (11) 義教については前掲注(3)『学僧逸伝』五三頁~五五頁を参照。
- じて本山を支える有力寺院だった」(前掲注(8)『本願寺史』三一ても准如宗主の子准円が入寺に、良如宗主の娘閑と婚姻を結んでいる。あらに明和三年四月、法如宗主の娘美喜と本徳寺法静とが婚姻とが婚姻といた。本徳寺は「蓮如宗主の孫実玄のときから寺号を名乗る。近世に入っ(12)本徳寺は「蓮如宗主の孫実玄のときから寺号を名乗る。近世に入っ
- (13) 天倪については前掲注(3) 『学僧逸伝』二四八頁~二四九頁を参照。

六頁)。

- (14) 両者への処分は智暹側には「聖教や学林の著述の文義について十分に会釈すること、弟子中は一味和合すること、能化を邪義とする輩については制禁とすべきこと、『本尊義』については追って沙汰することなど」が、学林側には「文義の評論もあるが、一味和合してこれまでのことは和順すること、先の能化への誹謗は停止させることなど」が仰せ渡された。なお、智暹をはじめ門人数名に対しては「旅宿遠慮・差控」が、学林の功存・継成・天倪にも「旅宿遠慮」が出され、両者とも謹慎されられている。(前掲注(8)『本願寺史』二巻、三二二頁)
- (15) 功存については前掲注(3) 『学僧逸伝』 | ○一頁~一○六頁を参照。
- (16) 継成については前掲注(3)『学僧逸伝』七七頁を参照。
- 掲注(7)にも、この一件について述べられており(二七二~二七研究としては前掲注(6)の小林氏に研究がある。また万波氏の前求番号022/135/1)がある。『興復記』に関する問題についての先行の関連復記』に関しては『興復記一件』(龍谷大学大宮図書館所蔵、請

- 四頁)、これを参考にした。
- (8)大麟については前掲注(3)『学僧逸伝』二一六頁を参照:
- (19) 崇廓については前掲注(3)『学僧逸伝』一七九頁を参照
- (20) 玄仗ついては前掲注(3)『学僧逸伝』八七頁~八八頁を参照!
- (21) 前掲注(6) 六頁。
- (22) 『龍谷大学三百五十年史』(史料編第一巻、龍谷大学)、二九三頁
- (23) 前揭注(17) 『興復記一件』文化十三年子年。
- (24) 万波氏はこの願いが許可されたか不明であるとしている
- (25) 前揭注 (22) 三五五頁

26

- 二号、日本宗教文化史学会、二○○二年)、「近世真宗門徒の日常と上吉田家」(『宗教研究』七九・四号、日本宗教学会、二○○六年)長上吉田家」(『宗教研究』七九・四号、日本宗教学会、二○○六年)長上吉田家」(『宗教研究』七九・四号、日本宗教学会、二○○六年)とがある。
- 太夫の活動に即して―」、十八頁。 太夫の活動に即して―」、十八頁。 は持注(26)小林氏「神道講釈師の旅と神仏論争の展開―矢野佐倉
- 太夫の活動に即して―」 太夫の活動に即して―」 (28)前掲注(26)小林氏「神道講釈師の旅と神仏論争の展開―矢野佐倉
- 上吉田家」 (23) 前掲注 (26)、引野氏「神道講釈師玉田永教の庶民教化と神祗管領長
- (30) 『真宗全書』第六十一巻、国書刊行会、一九七六年。
- 号、二〇一八年)
 (31)鷺山智英、八嶋義之、小林知美、田鍋隆男、樋口すみ、高松麻美、(31)鷺山智英、八嶋義之、小林知美、田鍋隆男、樋口すみ、高松麻美、
- (32)前掲注(31)「博多萬行寺所蔵『龍華門標』、『龍華札規』、『龍華門條』
- (33)星野元貞編『筑前国諸記』(本願寺史料集成、同朋舎出版、一九九三
- (3)前掲注(3)『筑前国諸記』「天保九年」三七○頁~三七一頁

年)「天保七年」三五三頁

- (35) 龍谷大学大宮図書館、請求番号164/10-W/1~12
- (36) 雪象については前掲注(3) 『学僧逸伝』 一六五頁を参照
- (37) 龍谷大学大宮図書館、請求番号164/53 W/1 ~12
- (38) 龍谷大学大宮図書館、請求番号164/51 W/1 ~12
- グラフシリーズ第四号、二〇一年) 究報告書(五)妙徳寺資料』(筑紫女学園大学 人間文化研究所モノ(3)) 浄土真宗文化財調査研究プロジェクト『西国浄土真宗文化財調査研
- (4)玄雄については前掲注(3)『学僧逸伝』九二頁~九三頁を参照。
- (42) 針水については前掲注(3) 『学僧逸伝』 | 五五頁~ | 五六頁を参照
- 資料目録 典籍類、写本一二八。
- (4) 前掲注(3) 『西国浄土真宗文化財調査研究報告書(五)妙徳寺資料』、
- (45) 前揭注(39)『西国浄土真宗文化財調査研究報告書(五)妙徳寺資料』、

資料目録

典籍類、写本一二九

資料目録

典籍類、

写本一五六

一大坂雑喉場の魚問屋・神崎屋平九郎家の人脈形成」(宇佐美英機・ 礼:雑喉場魚問屋・神崎屋平九郎家を事例として」(『なにわ』大阪 文化遺産学研究センター、二○○七年)、「近世大坂商家における追 善供養と食:雑喉場魚問屋神崎屋平九郎家の追善供養」(『なにわ』 大阪 大阪文化遺産学研究センター、二○○八年、「商家の葬礼と人間関係

籔田貫編 『〈江戸〉の人と身分1 都市の身分願望』吉川弘文館、二

〇一〇年)。

(47) 前掲注(8) 『本願寺史』一五五頁。

(木本拓哉:人間文化研究所 客員研究員)

―本山の介入と曇龍『垂鈞卵』の開版―本願寺派における学僧の出版に関して

木 本 拓 哉

人間文化研究所年報 筑紫女学園大学